

2018年7月5日からの大雨に伴う罹災証明書の申請受付

広島市では、2018年7月5日からの大雨に伴う被害を証明する書類（罹災証明書）の申請受付を7月9日（月）から各区役所で開始しています。罹災証明書の申請が必要で、申請にあたり、通訳・翻訳の支援が必要な方は、生活相談コーナーへご連絡ください。外国人市民の生活相談コーナー連絡先

TEL：082-241-5010

FAX：082-242-7452

Email：soudan@pcf.city.hiroshima.jp

日本語で手続きができる方は、お住まいの区役所の地域起こし推進課へお問い合わせください。

- 中区 ☎082-504-2820
- 東区 ☎082-568-7705
- 南区 ☎082-250-8935
- 西区 ☎082-532-1023
- 安佐南区 ☎082-831-4926
- 安佐北区 ☎082-819-3905
- 安芸区 ☎082-821-4905
- 佐伯区 ☎082-943-9704

<罹災証明とは>

このたびの大雨による住宅の被害の程度を証明するものです。

調査員による被害状況の調査が必要になり、発行までにある程度時間がかかります。

この証明書は、次のような支援制度を利用するときに必要になります。

仮設住宅・市営住宅への入居

義援金の受け取り

国民健康保険料の免除

災害復興住宅融資

住宅の応急修理制度

教科書等の無料給付

など